

漆林を所有している皆様へ

漆を掻くことができるウルシ林に育てるためには、**刈り払い**が必要です！

生い茂る雑草類の刈り払いを怠ると、よいウルシの木は育ちません。

【下刈り期間】

下刈り作業は、雑草に負けないで育つように、**植栽後4～5年間**は、全面的な刈り払いを行ってください。

また、漆液を掻き取れるようになるまでは、**つる類の除去**のほか、虫類の被害を少なくするため、**根元周辺の刈り払い**を行なってください。

【下刈り時期】

下刈りは、ウルシの木が伸びる**5月～6月上旬**と、ウルシの木が太る**7月～9月ごろ**に行ってください。



十分な管理がされていないウルシ林



適切に管理されているウルシ林

ウルシの植栽や保育に関する相談先

岩手県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室 TEL 0195-23-9204

漆の採取

15～20年生のウルシの木から漆液を採取できます。

漆液を掻き終わった木を切り倒すことで、根株から新しい芽が出て、生長後に再度ウルシを掻くことができます。



ウルシの木を売りたいときは、漆掻き職人が組織している

「岩手県浄法寺漆生産組合」

にご相談ください。

「岩手県浄法寺漆生産組合」の漆掻き職人は、ウルシの木を1本1,500～2,000円程度で買い付けしています。漆掻きが終われば、掻いたウルシの木を切り倒します。倒した木を片付けたい場合はご相談ください。

岩手県浄法寺漆生産組合事務局

TEL 0195-43-3172

漆の木を新たに植えると、支援が受けられます！

ウルシの木を50本以上植えた人に苗木代の補助を二戸市が行います。10アール以上の面積にウルシの木を植栽した場合は、一定の条件を満たせば国と県から補助金が受けられます。

耕作放棄地へのウルシの植栽、その他ウルシに関するご相談先

二戸市漆産業課

TEL 0195-38-4472

ウルシの植栽にかかる補助金や、ウルシの苗木購入等のご相談先

浄安森林組合

TEL 0195-38-2721

二戸地方森林組合

TEL 0195-23-3748